

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院放射線障害予防規程（平成16年医学部規程第1-33号。以下「予防規程」という。）第39条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における放射線の利用方法、利用手続等に関し必要な事項を定める。

(管理区域への出入等)

第2条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食、化粧等を行わないこと。
 - (5) 放射線業務従事者は、主任者及び管理区域の責任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 一時立入者は、主任者、管理区域の責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 専用の作業衣、スリッパその他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用したまま管理区域外へ出ないこと。
 - (2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに管理区域の責任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - (3) 管理区域から退出するときには、身体、衣服等の汚染検査を行い、その検査において汚染が検出された場合は、管理区域の責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。この場合において、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 管理区域の責任者は、使用施設又は管理区域の入口の目のつきやすい場所に、放射性同位元素等（及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の取扱いに係る注意事項を掲示し、使用施設又は管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(放射線施設の点検項目)

第3条 放射線施設の維持管理のための点検項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理区域全般
 - ア 管理区域出入口の閉鎖状況
 - イ 作業環境の整理及び整頓状況
 - ウ 床、壁及び天井等の状況
 - エ 標識の状況
 - オ 洗浄設備の状況
 - カ 黄色スリッパ及び上衣の整理状況
 - キ 汚染検査設備の状況
- (2) 電源設備の動作状況
- (3) フード及びグローブボックスの作動状況
- (4) 放射線管理施設における排気設備の作動状況
- (5) 排水系統における排水層、排水管及びバルブ等
 - ア 目視による漏洩の有無
 - イ 水位計等監視設備の状況
- (6) 放射性廃棄物収納容器等の状況

(放射線同位元素等の使用)

第4条 放射性同位元素を使用する場合は、放射性同位元素等使用承認書に基づき、1日最大使用数量、3月間使用数量及び年間使用数量を超えてはならない。

2 放射性同位元素の使用及び保管並びに廃棄物の処理を行う場合は、帳簿等に所要事項を記入するものとする。

(外部被ばく線量の測定等)

第5条 外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量等量及び70マイクロメートル線量等量を測定することとし、放射線業務従事者にあつてはフィルムバッジを、一時立入者にあつては電子式線量計を携帯して測定を行うこととする。ただし、一時立入者であつて放射線業務従事者でないものの管理区域内における外部被ばくによる線量が、文部科学大臣の定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

2 手、足等の人体部位の表面の測定は、管理区域内の汚染検査室に設置するハンドフットクロスモニターを使用して測定する。

3 放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

4 放射線測定器の点検及び校正は、別に定める手順書に基づいて行うものとする。

(内部被ばく線量の測定等)

第6条 内部被ばくによる線量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素について、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和56年科学技術庁告示第10号。以下「告示」という。)別表第1の第1欄に規定する放射性同位元素の種類ごとに吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、文部科学大臣が認めた方法により測定する場合は、この限りでない。

2 内部被ばくによる実効線量の算出は、告示別表第2の第1欄に規定する放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。この場合において、2種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、それぞれの種類につき算出した実効線量の和を内部被ばくによる実効線量とする。

$$E1 = e \times I$$

この式において、E1、e及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。

E1：内部被ばくによる実効線量(単位はミリシーベルト)

e：告示別表第2の第1欄に規定する放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ吸入摂取した場合にあつては同表の第2欄、経口摂取した場合にあつては同表の第3欄に掲げる実効線量係数(単位はミリシーベルト毎ベクレル)

I：吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量(単位はベクレル)

(一時立入者の教育訓練)

第7条 一時立入者のための教育訓練項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食、化粧等を行わないこと。
- (5) 主任者及び管理区域の責任者の指示に従うこと。

(健康診断の保管場所)

第8条 産業医は、予防規程第27条に規定する健康診断の結果を所定の施錠可能な保管庫に保管する。

(帳簿の保管場所及び様式)

第9条 管理室長は、予防規程第29条第1項に規定する事項を記録した帳簿等を、所定の保管

場所に保管する。

2 帳簿等の様式は、別に定める。

(災害時自主点検項目)

第10条 放射線施設の災害時自主点検項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の位置等
- (2) 施設の主要構造部等
- (3) 施設内の作業室
- (4) 施設内の汚染検査室
- (5) 貯蔵室及び貯蔵箱
- (6) 排気系統
- (7) 排水系統
- (8) 放射線発生装置使用室
- (9) 放射線管理施設の状況
- (10) 貯蔵室

(災害時等措置事項)

第11条 放射線業務従事者は、災害、事故等を発見した場合は、放射線管理区域における緊急時対応マニュアルに従い、適切な措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、附属病院における放射線利用方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部附属病院内規第1－6号)

この内規は、令和5年10月1日から施行する。